契約条項 P-7188(4)_210118

セットアップ支援サービス(オフィスあんしんセキュリティーサービス対応)

乙は、注文書記載のセットアップ支援サービス(オフィスあんしんセキュリティーサービス対応)(以下「本サービス」という)を、以下のとおり甲に提供します。「本サービス」は、乙の「オフィスあんしんセキュリティーサービス(Symantec Endpoint Protection Small Business Edition)」,「オフィスあんしんセキュリティーサービスⅡ(Symantec Endpoint Protection Cloud)」,「オフィスあんしんセキュリティーサービスMA」,「オフィスあんしんセキュリティーサービスAG」の導入を支援するサービスであり、当該導入時のクラウド上の管理コンソールの設定、対象PCへのエージェントのインストールなどを行うサービスです。

1. 基本サービス
   乙は、甲からの設置作業依頼書に基づき、オフィスあんしんセキュリティーサービスの管理コンソールの設定および対象PCへのエージェントのインストールを次のとおり行います。なお、対象PCはWindows PCとし、Mac PCおよびiOS/Android/Linuxデバイスは対象外とします。
   (1) 設定・インストール
      ① 管理コンソールの設定
         -グループの設定(1個)
         -ポリシーの設定(クライアント・サーバー各々1個)
         -ユーザー登録
         -セキュリティー設定
         -通知設定
      ② エージェントのインストール
      ③ PC 5台を上限とし、上記②を用いてのインストール
         ※旧エージェントがSymantec Endpoint Protectionの場合はアンインストールも含む
   (2) 確認作業
      ①エージェントがインストールされたPCがお客様指定のグループに所属していることの確認
      ②エージェントの状態確認で、各機能ステータスが設定通りになっていることの確認
      ③エージェントの定義ファイルが正常に更新できることを確認
         ※メーカーの手順に従いアンインストールが終了していることを確認
2. クライアント台数追加オプション
   甲が、基本サービスを実施したPC以外のPCに対してエージェントのインストールを希望する場合、乙は、クライアント台数追加オプションとして、所定の追加料金により次の作業を実施します。
   (1) 前項(1)号②を用いての、PC 1台に対してのエージェントのインストール
   (2) PCが甲所定のセキュリティ管理グループに所属していることの確認
   (3) エージェントの状態確認で、各機能ステータスが設定通りになっていることの確認
   (4) 旧エージェントがSymantec Endpoint Protectionの場合はアンインストールも含む
3. ポリシー追加オプション
   甲が、第1項(1)号①のグループの設定、ポリシーの追加設定作業を希望する場合、乙は、ポリシー追加オプションとして、所定の追加料金により次の作業を実施します。
   (1) 第1項(1)号①の管理コンソールにより、1グループ、1ポリシーを追加で設定
   (2) PCが甲所定のセキュリティ管理グループに所属していることの確認
   (3) エージェントの状態確認で、各機能ステータスが設定通りになっていることの確認
4. オフィスあんしんセキュリティー環境設定シート作成オプション
   甲が、管理コンソールの設定内容を記載した乙所定のオフィスあんしんセキュリティー環境設定シート(以下「成果物」という)の作成を希望する場合、乙は、所定の追加料金により、管理コンソールの設定内容を「成果物」に記載し、甲に提供します。
5. 前4項の作業が完了したとき、甲はすみやかに内容を確認し、乙所定の作業完了を証する書面を乙に交付するものとし、当該作業完了を証する書面の交付により、「本サービス」は完了するものとします。
6. 甲は、注文書記載の支払条件にもとづき、「本サービス」の対価(以下「マルチベンダーサービス料金」という)を乙に支払うものとします。
7. 注文書記載の作業場所とは異なる作業場所で、本契約条項第2項のオプションサービスを提供する場合、甲は乙所定の訪問基本料金を別途追加して乙に支払うものとします。
8. 「成果物」に誤植, 落丁, 棄損等の材質および記録状態についての物理的な不具合が発見された場合、乙は、「成果物」の納入から3ヵ月間は無償でその不具合を修補しもしくは代替品を納入します。
9. 「本サービス」は、設置作業依頼書にもとづいて実施するものであり、第1項乃至第3項に定める作業の完全性を保証するものではありません。
10. 「本サービス」完了後、甲が「本サービス」にもとづく設定等を変更した結果については、乙はいかなる責任も負わないものとします。
11. 本サービス完了後に、甲が「本サービス」の設定等の変更・修正等を依頼する場合、甲および乙は、新たに契約を締結するものとします。
12. 「本サービス」の実施にあたり甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、乙は、甲から受領した「マルチベンダーサービス料金」を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとします。
13. 第6項乃至第12項の定めは、「本サービス」完了後も有効に存続するものとします。
14. 甲が乙の責に帰すべからざる理由で「本サービス」を中止した場合、甲は、「本サービス」の出来高に応じ、甲乙協議の上算定する金額を乙に支払うものとします。

以上